



2017年9月号で平成29年8月診療分から平成30年7月までの高額療養費制度について説明がありましたが、あらためて、そもそも高額療養費制度について教えてください。



病院で治療を受けた際の医療費は、その全額ではなく1割～3割を支払うことになっています。

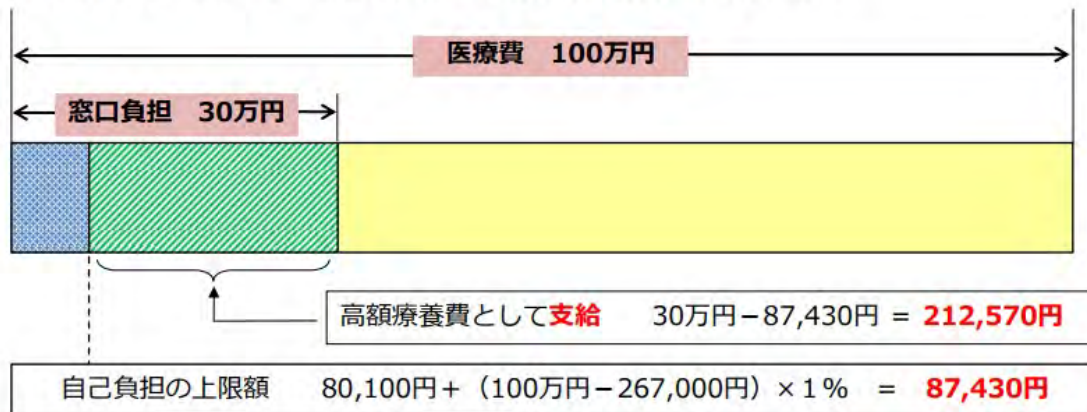
ところで、実際に払う病院に払う医療費が高額になってしまう場合があります。

例えば、医療費が100万円・3割負担の場合、病院に払う医療費自己負担額が30万円となってしまいます。家計にとって大きな負担になります。

このような場合に医療費が高額になることで家計が圧迫されることを回避する制度が「高額療養費制度」です。

この制度は年齢や所得に応じて、その人の実際に払う自己負担限度額を定め、それを超えた分については高額療養費として患者さんに実際に払った医療費の一部が戻って支給される制度です。

<例> 70歳以上・年収約370万円～770万円の場合（3割負担）
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



212,570円を高額療養費として支給し、**実際の自己負担額は87,430円**となります。



どのような医療費が、高額療養費制度の支給の対象となりますか。



保険適用される診療に対し、患者が支払った自己負担額が対象となります。医療にかからない場合でも必要となる「食費」・「居住費」、患者の希望によってサービスを受ける「差額ベッド代」・「先進医療にかかる費用」等は、高額療養費の支給対象にはなりません。

また、患者が69歳以下の場合に自らの自己負担額を合算するためには、レセプト（※）1枚あたりの1か月の自己負担額が2万1千円以上であることが必要です。

（※）ある個人について診療に要した費用を医療保険に請求するために、暦月（月の1日から最終日まで）の単位で医療機関や薬局が作成する請求書を指します。



高額療養費を申請した場合、支給までにどのくらいの時間がかかりますか。



受診した月から少なくとも3か月程度かかります。

高額療養費は、申請後、各医療保険で審査した上で支給されますが、この審査はレセプト（医療機関から医療保険へ提出する診療報酬の請求書）の確定後に行われるからです。



支給申請はいつまでさかのぼって行うことが可能ですか。



高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、診療を受けた月の翌月の初日から2年です。したがって、この2年間の消滅時効にかかっていない高額療養費であれば、過去にさかのぼって支給申請することができます。



69歳以下の平成30年8月分からの高額療養費の改正はあるのですか？

69歳以下の高額療養費は以下の通りで改正はありません。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

上記「旧ただし書き所得」とは、住民税の賦課方式としては既に廃止されている、旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことで、国民健康保険ではこの「旧ただし書き所得」に「所得割料率」を掛け合わせることで保険料の「所得割額」を計算します。標報とは、標準報酬月額のことです。



70歳以上の高額療養費の改正内容について教えてください。



適用区分「現役並み」の年収区分が細分化されました。従来は370万円以上が3区分になりました。一般の年収の改正はありませんが、外来(個人ごと)の限度額が14,000円から18,000円にアップしました。

<70歳以上の方の上限額(平成29年8月から平成30年7月診療分まで)>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
改正箇所	現役並み	57,600円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
	一般	14,000円 (年間上限 14万4千円)	57,600円
改正箇所	非住民税等	8,000円	24,600円
	II 住民税非課税世帯 I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円



<70歳以上の方の上限額(平成30年8月診療分から)>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
改正箇所	現役並み	252,600円+(医療費-842,000)×1%	
	現役並み	167,400円+(医療費-558,000)×1%	
	現役並み	80,100円+(医療費-267,000)×1%	
改正箇所	一般	18,000円 (年14万4千円)	57,600円
	非住民税等	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円